

変更届出書には、誓約書、現に有する許可証の写し及び該当する添付書類を提出してください。

変更事項	添付書類	住民票の写し <sup>1</sup> ・登記されていないことの証明書	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	定款又は寄附行為の写し	法定代理人であることを証する書類	申請書添付書類の様式		標準作業書	現に有する埼玉県知事の自動車リサイクル法の許可以外の許可証の写し
						解体	破碎		
						事業所の概要	事業所の概要		
						使用済自動車・解体自動車の積替え保管場所に供する施設の様式	事業所に供する施設の様式		
共通	住所（個人事業者の場合） <sup>2</sup>								
	所在地（法人事業者の場合）								
	氏名（個人事業者の場合） <sup>3</sup>								
	名称（法人事業者の場合）								
	法人の組織								
	法定代理人								
	役員 <sup>4</sup> 又は政令で定める使用人								
	個人の株主又は出資者 <sup>5</sup>								
	法人の株主又は出資者 <sup>5</sup>								
	他に解体業若しくは破碎業又は廃棄物処理法（第14条第1項又は第6項）の許可を受けている場合の許可番号								
	標準作業書								
解体業	事業所の名称及び所在地（例：事業地の拡張等）								
	事業の用に供する施設								
	解体業を行おうとする事業所以外の場所における使用済自動車・解体自動車の積替え保管場所								
破碎業	事業所の名称及び所在地（例：事業地の拡張等）								
	事業の用に供する施設 <sup>6</sup>								
	破碎業を行おうとする事業所以外の場所における解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所								
	破碎業の用に供する施設について廃棄物処理法（第15条第1項、第15条の2の5第1項）の許可を受けている場合の許可年月日及び許可番号								

- 1 住民票は本籍記載のある抄本又は謄本。外国人にあつては外国人登録証明書の写し又は登録原票記載事項証明書。
- 2 登記されていないことの証明書は不要。
- 3 氏名が変更となったことを明らかにする証明書が必要。
- 4 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 該当株主等の確認のため、確定申告書に添付した株主等名簿等が必要。
- 6 「破碎前工程」のみから「破碎前工程及び破碎工程」とする場合など破碎業の事業範囲が変更となる場合は、変更許可が必要。